

平成22年度第2回 鳥取県後期高齢者医療懇話会 会議概要

1 開催日時 平成23年1月31日（月） 午後2時～4時

2 開催場所 湯梨浜町役場東郷支所 2階 第1会議室
（鳥取県東伯郡湯梨浜町大字龍島500）

3 出席者

<懇話会委員> 藤川委員・出口委員・樋口委員・牧田委員・渡辺委員・山本委員
井上委員・吉岡委員・鈴木委員・日野委員・加藤委員

<事務局> 中尾事務局長・姫村総務課長・宮脇業務課長・山岡係長・三島係長
尾崎係長・藤井係長

5 会議内容

1) 開会

2) 挨拶（中尾事務局長）

3) 議題

①平成22年度後期高齢者医療制度の実施状況について

資料に基づき、事務局説明（P1～5）

【質疑・意見】

○1日あたりの医療費が上がっている原因は？

⇒病床の伸びと1人あたりの医療費の伸びが原因だと考えられる。また、入院日数が減っているため、分母が減ることにより1日あたりの医療費が増えてしまったということも考えられる。

○鳥取県の収納率は高い方と考えてよいのか？

⇒厚生労働省は未発表の段階だが、全国的にも上位3位までに入るだろう。

○保険料の収納対策についてはどうしているのか。

⇒昨年度、広域連合で収納対策についての指針を策定した。市町村から収納実施計画を毎年策定していただき、その実績を見ながら一定水準の収納率を維持していただく努力をしてもらうという取り組みをしている。現在、その中間地点であるため収納率の低い市町村も見られるが、5月末の出納閉鎖までには各市町村の取り組みが反映されてくる数字になると思う。都市部と町村部を比較するとどうしても都市部の収納率が若干低くなってしまう。

○広域連合内でのレセプト点検の方法についてはどうなっているのか。

⇒レセプト点検については国保連合会へ委託している。

○滞納者への取り組みはどうしているのか。

⇒支払いが難しいという場合は、できるだけ相談しながら分納をお願いしている。分納でも本当に支払いが難しい時には減免等の制度もある。悪質な滞納と思われる方は、差し押さえ等の滞納処分をすることになるので、現在のところ鳥取県の場合は資格証明書を出すに至るところまではいっていない。

滞納処分は市町村が滞納対策を講じている中で実施している。未納が残った場合、徴収権は2年間で時効を迎えるが、そうならないように分納誓約をしていただくなど市町村

にはご努力いただいている。

②平成23年度後発医薬品差額通知事業の実施について

資料に基づき、事務局説明（P6～7）、協会けんぽより実施状況について説明

【質疑・意見】

○通知はどこがするのか

⇒広域連合がする。先発医薬品と後発医薬品のことを知らない人もあるので、後発医薬品に変えた場合、1ヶ月あたりこれだけの差額がありますよということを通知でお知らせする。それで後発医薬品を利用する・しないは被保険者の判断。

○後発医薬品は新薬と効き目は変わらないのだろうか？

⇒厚生労働省が認めている薬品なので問題ない。

○ジェネリック医薬品を製造している会社がたくさんあるが、すぐに一方的に製造中止になることが多い。製造して販売をする時には製品、流通に関しても責任をもっておこなってほしいと思う。

○ジェネリック医薬品の情報に関して使用後の結果等の情報が入ってこない。もう少し安心して使用できるように医薬品会社も心がけてほしい。

○協会けんぽでも通知除外疾患があるのか？

⇒あるが、薬の内容を見ながら、通知を出す・出さないの判断をしている。

○他の保険でも後発医薬品差額通知を出しているのか？

⇒協会けんぽは実施している。厚生労働省が勧めているので、今後増えてくると思う。県内の市町村国保でも実施しているところはある。

③高齢者のための新たな医療制度等について

資料に基づき、事務局説明（別冊資料）

【質疑・意見】

○医療と介護を一体的にまわすというのは大事なことだと思う。制度的にはどこかで線引きをしなければならなくなっているが、当事者にとっては同じ生活の中のひとつである。

○改革会議のメンバーは？

⇒大学教授、被保険者、知事会、保険者側等あらゆるところからメンバーに入っている。

○前回は周知が不徹底であった為に混乱を招いたので、新制度はしっかり周知してほしい。

4) その他

特になし

5) 閉会